

# 広島県立みよし公園に係る指定管理者の候補者の選定について

都市環境整備課

広島県立みよし公園の指定管理者について、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定に基づき設置した広島県指定管理者選定委員会都市部会（以下「都市部会」という。）での審査の結果、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

## 1 指定管理者候補者

候補者	みよし よくばりパークパートナーズ
代表者	美津濃株式会社 代表取締役社長 水野 明人
住所	大阪市住之江区南港北一丁目12番35号
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日（予定）
申請提案額	558,100千円（税込）（5年間・予定）

### 【選定理由】

都市部会において、申請者から提出された書類やヒアリング結果を踏まえ、総合的に審査した。

その結果、申請提案額については、他の応募者が優れていたものの、重点項目とした「利用者サービスの向上・確保」及び「利用促進、新たなイベント提案」をはじめとするその他の項目において、候補者が高い評価を受けた。特に、

- ① 利用促進に資する新たなイベントの提案と、その実現性
- ② 施設維持管理に積極的に取り組む姿勢と、具体的な修繕計画などが優れていると評価された。

## 2 施設の概要

所在地	三次市四拾貫町神田谷
施設の設置目的	備北地域住民の文化及びスポーツと多様なレクリエーション活動の振興に資するため
面積	50.9ha
主な施設	カルチャーセンター（アリーナ）、温水プール、パークゴルフ場、テニスコート、文化の広場、こども広場、しょうぶ園など
現指定管理者	ミズノグループ・星光ビル管理共同企業体

## 3 申請者（順番は申請順）

申請者名		所在地	代表者名
A	みよし よくばりパークパートナーズ	大阪市住之江区南港北一丁目12番35号	水野 明人
	美津濃株式会社	大阪府中央区北浜四丁目1番23号	水野 明人
	ミズノスポーツサービス株式会社	大阪府中央区北浜四丁目1番23号	篠村 嘉将
	星光ビル管理株式会社	大阪府中央区伏見町四丁目4番1号	長谷川 靖
B	株式会社 暮らしサポートみよし	広島県三次市十日市東三丁目14番25号	福永 清三

## 4 広島県立みよし公園指定管理者選定状況

### (1) 都市部会委員

部会長	樋口 稔（広島県土木建築局都市環境整備課長）
委員	工藤 亮（高橋和司公認会計士事務所公認会計士）
	砂橋 昌義（広島県レクリエーション協会事務局長）
	堂本ひさ美（公益財団法人広島県体育協会常務理事）
	細田みぎわ（広島女学院大学人間生活学部生活デザイン学科教授）
	前田 章湖（前田社会保険労務士事務所社会保険労務士） ※委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

都市公園は、利用者の安全対策を含むサービス向上や施設の利用促進を担保するため、『Ⅰ 利用者サービスの向上・確保』及び『Ⅱ 利用促進, 新たなイベントの提案』に配点の重点を置いて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウェイト	申請者の得点 (※申請者名は 3のとおり)		主な評価及び選定理由
			A	B	
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園日, 利用時間などは, 利用者ニーズに的確に応えたものか</li> <li>・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか</li> <li>・利用者等からの要望や苦情への的確な対応ができるか</li> <li>・利用者の安全対策が取られているか (緊急時の避難体制を含む)</li> <li>・新型コロナウイルス等を踏まえた感染症対策に係る考え方はどうか</li> <li>・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか</li> </ul>	20	16.7	12.3	<p>○Aは, 事業計画が具体的であり, 施設の利用について円滑な管理運営が見込まれると評価された。</p> <p>○Bは, 地域との連携による効率的な管理運営を提案したが, 施設の規模等を考えると実現性に乏しいと評価された。</p>
Ⅱ 利用促進, 新たなイベントの提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か</li> <li>・利用促進対策, 利用者増への取組がなされているか</li> <li>・広報活動等に係る内容(計画)は適切か</li> <li>・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか</li> <li>・県施策への協力等に係る考え方はどうか</li> <li>・特定の者等に有利な利用とならないか</li> </ul>	20	16.3	11.3	<p>○Aは, 集客ターゲットの不明確さが指摘されたものの, 利用促進策や利用者増への取組内容が具体的であると高く評価された。</p> <p>○Bは, 提案内容に具体性を欠き, 相対的に劣ると評価された。</p>

審査基準	審査の項目	配点 ウエイト	申請者の得点 (※申請者名は 3のとおり)		主な評価及び選定理由
			A	B	
Ⅲ 維持管理水準の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか</li> <li>・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか</li> <li>・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか</li> </ul>	15	11.5	8.5	<p>○Aは、施設の修繕に積極的に取り組む姿勢及び具体的な修繕計画が評価された。</p> <p>○Bは、管理水準の確保に不安があると評価された。</p>
Ⅳ 申請者の経営状況・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か。</li> <li>・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか</li> <li>・責任者常駐の有無等，責任体制は確保されているか。</li> <li>・有資格者，経験者の配置状況は適切か</li> <li>・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか</li> <li>・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か</li> <li>・不測の事態への対応（保険等）はどうか</li> <li>・財務状況は健全か</li> </ul>	15	11.5	9.0	<p>○Aは、執行体制が安定しており，財務状況も健全と判断された。</p> <p>○Bは、執行体制の安定性と財務状況について相対的に劣ると評価された。</p>

審査基準	審査の項目	配点 ウエイト	申請者の得点 (※申請者名は 3のとおり)		主な評価及び選定理由
			A	B	
V 申請者の取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的・公共性の理解度はどうか</li> <li>・地域や関係団体等との連携体制が取れるか</li> <li>・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか</li> </ul>	10	9.0	7.0	<p>○Aは、積極的な取組姿勢及び具体的な事業計画が高く評価された。</p> <p>○Bは、事業計画及びプレゼンにおける取組姿勢が相対的に劣ると評価された。</p>
VI 申請提案額(金額評価)	<p>最低提案額/申請提案額×10 (※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て) (指定管理期間の全体額(5年間分を合算)) なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格</p>	10	9.6	10.0	<p>○Bが最も低額であった。</p> <p>申請提案額 A：558,100千円 B：541,110千円</p>
VII 申請提案額の現実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請提案額と事業計画は整合しているか</li> <li>・経費の効率化の方策の内容はどうか</li> <li>・収益増への取組内容はどうか</li> </ul>	10	7.0	5.7	<p>○Aは、事業計画の実現性に問題ないと評価された。</p> <p>○Bは、事業計画の実現性が十分でないとされた。</p>
合計点数		100	81.6	63.8	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。